

## **PwC Tax Insight (No.23/2017)**

### 関税法改正に伴う荷印の取扱い

**Issue 11 Oct 2017**



.....  
関税法改正に伴う荷印への影響についてお知らせします。  
.....

2017年5月19日発行のTax Insight No. 11/2017でお知らせした関税法改正に関する、荷印の取扱いへの影響についてお知らせします。

新関税法の施行決定後、旧法と新法での荷印に関する規定の相違について多くのお問い合わせを受けています。各法での関連条項は以下のとおりです。

旧法	新法
第118条	第59条
貨物の各容器または包装には記号と番号を付し、これを当該貨物に関する各書類に記載しなければならない。	タイへ輸入したまたはタイから輸出される貨物の包装または容器には、記号もしくは番号を付さなければならない。これらの記号または番号は、貨物に関する各書類に記載されなければならない。

旧法と新法で表現が若干異なりますが、実務上は現状どおりです。旧法に基づき荷印に関する施行細則が発行されていますが、新法でも引き続き適用されると考えられます。施行細則の概要は以下のとおりです。

- 文字表記の場合は、実際の表記(512文字以内)で申告すること。
- 外国語表記の場合は、“Picture”と申告すること。

- 写真や画像の場合は、“Picture”と申告すること。
- 以下の輸入貨物については、輸入申告書上に“荷印なし”と記載すること。
  - －関税率布告第4部5類に該当する身の回り品
  - －国連関係機関との協定や国際条約に基づく優遇措置が適用される貨物
  - －包装の必要がない貨物(自動車、タイヤ、線路、金属、ワイヤー、新聞(巻いた状態)、タイル等)
  - －大型容器に密封された液体(酸等)
  - －ばら積みの貨物
  - －木製パレットや紙製パレットといった標準包装等、同一寸法の包装に混載された貨物(牛乳、アルコール飲料等)
  - －サイズ、重量、容量が同じのドラムまたはファイバードラム包装貨物(潤滑油、塗料等)
  - －サイズ、重量、容量が同じの袋包装貨物(肥料、アンモニア、小麦粉、岩、砂糖等)
  - －透明容器に包装された貨物(エンジン等)

上記の規定に違反した場合は、輸入申告1件につき1,000バーツの罰金が科せられます(旧関税法に基づき発行された関税局令第10/2554号による軽減措置)。

新法では、荷印に関する規定の違反に対する法定罰金額を50,000バーツと定めています。裁判へ持ち込まれなかつた場合の軽減措置については現時点では公表されていませんが、現状どおりの1,000バーツにとどまる見込みです。

新たな施行細則は新法が施行される2017年11月13日以降に公布される予定です。引き続き最新情報の入手が望まれます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Paul Sumner	<u>日本企業部</u> (Direct Telephone) 魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) <a href="mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com">atsushi.uozumi@th.pwc.com</a>
Nu To Van	武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) <a href="mailto:jun.takebe@th.pwc.com">jun.takebe@th.pwc.com</a>
Santi Krongsithidej	桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) <a href="mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com">aiko.kuwaki@th.pwc.com</a>
	熊崎 裕之 (0 2844 1269/Mobile:08 845554601) <a href="mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com">kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com</a>
	名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) <a href="mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com">tatsuki.nakaishi@th.pwc.com</a>
	山本 真弓 (0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) <a href="mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com">mayumi.yamamoto@th.pwc.com</a>
	松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) <a href="mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com">matsushita.shuntaro@th.pwc.com</a>

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).